

国民健康保険加入者のみなさまへ

特定健康診査を
受けましょう



平成23年3月15日 第93号
一 発 行 一
五 所 川 原 市
民 生 部 国 保 年 金 課
〒037-8686
五所川原市字岩木町12番地
TEL35-2111(番代) 内線2335・2336

国民健康保険税は
納期内に
納めましょう

70歳以上75歳未満の国保被保険者の方へ（お知らせ）

70歳以上75歳未満の方の自己負担割合が平成24年3月末まで1割（現役並み所得者は3割）に据え置かれます！

70歳以上75歳未満の人がお医者さんにかかるときの自己負担割合は、凍結措置により平成23年3月末まで1割に据え置かれ、平成23年4月から2割（現役並み所得者は3割のまま）に変更することになっていましたが、凍結措置がさらに1年間延長されました。これにより平成24年3月末まで1割に据え置かれ、平成24年4月から2割（現役並み所得者は3割のまま）に変更される予定となります。

それとともない、今まで使っていた国民健康保険高齢受給者証が更新となります。

70歳以上75歳未満の人の自己負担割合

平成23年3月末まで1割
(現役並み所得者は3割のまま)

平成24年3月末まで1割
(現役並み所得者は3割のまま)

こんな疑問どうする？

Q1 平成23年4月から使える国民健康保険高齢受給者証はいつ頃交付されますか？

A1 平成23年3月下旬に郵送により交付します。

Q2 国民健康保険高齢受給者証の交付に際して何か手続きが必要となりますか？

A2 申請等の手続きは必要ありません。

Q3 新しい国民健康保険高齢受給者証が手元に届いたら、古い国民健康保険高齢受給者証はどうすればよいですか？

A3 平成23年3月31日を過ぎたら、古い国民健康保険高齢受給者証は各自破棄してください。

Q4 現役並み所得者とはどのような人ですか？

A4 同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる人。ただし、住民税課税所得が145万円以上でも以下のいずれかに該当する場合は、申請により、「一般」の区分と同様となり1割負担（平成24年4月からは2割負担の予定）となります。

- ① 70歳以上75歳未満の国保被保険者の収入合計が、1人で383万円未満
- ② 70歳以上75歳未満の国保被保険者の収入合計が、2人以上で520万円未満
- ③ 70歳以上75歳未満の国保被保険者が1人で、同一世帯に後期高齢者医療制度へ移行した旧国保被保険者を含めた、収入合計が520万円未満

★国民健康保険高齢受給者証について

- ・70歳以上75歳未満（70歳の誕生日を迎えた翌月の1日（1日が誕生日の人はその月）から75歳の誕生日の前日）の人には、被保険者証とは別に国民健康保険高齢受給者証が交付されます。
- ・国民健康保険高齢受給者証には所得に応じて自己負担割合等が記載されていますので、医療機関を受診するときは必ず被保険者証と一緒に提示してください。
- ・国民健康保険高齢受給者証の交付には、被保険者からの申請は必要ありません。

70歳以上75歳未満の所得区分「一般」の方は医療費等が高額になったときの自己負担限度額も据え置かれます！

70歳以上75歳未満の自己負担割合が平成24年3月末まで1割に据え置かれることとともない、平成23年4月（高額介護合算療養費は8月）から変更されることになっていた70歳以上75歳未満の所得区分「一般」の方の「高額療養費」及び「高額介護合算療養費」の自己負担限度額も据え置かれることとなりました。

※所得区分「一般」とは、現役並み所得者以外で住民税を課税されている世帯に属する方のことです。

■高額療養費の自己負担限度額（月額）

所得区分		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
住民税課税世帯	一般	12,000円	44,400円
	現役並み所得者	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (4回目以降の場合は44,400円)
住民税非課税世帯	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
	低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

※着色部分に変更となります。

- ・外来(個人単位)→平成23年4月から24,600円に引き上げられる予定でしたが、23年3月までと同様12,000円に据え置かれます。
- ・外来+入院(世帯単位)→平成23年4月から62,100円(4回目以降は44,400円)に引き上げられる予定でしたが、23年3月までと同様44,400円に据え置かれます。

※平成24年4月から、所得区分「一般」の方の自己負担限度額は、外来(個人単位)24,600円、外来+入院(世帯単位)62,100円(4回目以降は44,400円)に変更される予定です。

■高額介護合算療養費の自己負担限度額（年額：8月～翌年7月）

所得区分		国民健康保険+介護保険
住民税課税世帯	一般	56万円
	現役並み所得者	67万円
住民税非課税世帯	低所得者Ⅱ	31万円
	低所得者Ⅰ	19万円

※着色部分に変更となります。

- ・平成23年8月から62万円に引き上げられる予定でしたが、23年7月までと同様56万円に据え置かれます。

※平成24年8月から、所得区分「一般」の方の自己負担限度額は62万円に変更される予定です。

学 被保険者証の交付について

国保加入者が修学のため住民登録を市外に移す場合、申請により転出した日から学被保険者証を発行することができます。すでに学被保険者証をお持ちの方は、有効期限が平成23年3月31日までとなっていますので、引き続き学被保険者証の交付を受ける場合には、**4月1日以降**に更新手続きが必要となります。

また、就職や卒業等により学被保険者証の適用を受けられなくなった場合、学被保険者証適用者が市外で住所を変更された場合にも届け出が必要となります。

いずれの場合にも国保年金課⑥番窓口または各総合支所総合窓口係へ申請してください。

◇申請に必要な物

- ・同世帯のどなたかの国民健康保険被保険者証
- ・印かん
- ・修学先の4月1日以降交付の在学証明書（新規または更新の場合。新規の際には合格通知書または入学許可証でも申請できますが、後日在学証明書の提出が必要です）
- ・卒業（退学）証明書（学生でなくなった場合）

問い合わせ

国保年金課 国民健康保険係 35-2111
(内線 2335・2336)
金木総合支所 総合窓口係 35-2111(内線 3107)
市浦総合支所 総合窓口係 35-2111(内線 4043)

退職者医療制度のお知らせ

長い間会社や官公庁に勤め、退職して現在国民健康保険に加入していて、厚生年金や共済年金など国民年金以外の公的年金を受けている人（およびその被扶養者）は、65歳の誕生日を迎える月の末日まで（ただし、1日生まれの人は誕生日を迎える月の前月の末日まで）「退職者医療制度」で医療を受けることになります。

なお、社会保険等の任意継続期間終了に伴う国民健康保険被保険者証の事前届け出については、国保加入予定日の概ね10日前から届け出ることができます。（例：3月31日が社会保険等の任意継続期間終了日で、4月1日から国保に加入する場合、3月22日頃から届け出ることができます。）

Q 退職したら健康保険はどうなるの？

A 次の①～③の中から選びます。そのうち、③で一定の条件を満たす人は、退職者医療制度で医療を受けます。

① 職場の健康保険を任意継続する（最長2年間）

※退職後20日以内に手続きをしてください

② 家族の健康保険の被扶養者になる

ただし、年収が130万円未満（60歳以上の人および障害者は180万円未満）の場合

③ 国民健康保険に加入する

※退職後14日以内に手続きをしてください

※それぞれの保険によって保険料(税)額が変わります。

詳しくは、①②については全国健康保険協会または健康保険組合等に、③については国民健康保険担当窓口にお尋ねください。



退職後も安心して医療を受けるために!!

Q 退職者医療制度の対象となる人は？

A 次の条件にすべてあてはまる退職被保険者本人とその被扶養者が対象です。

退職被保険者本人

- ① 国民健康保険に加入している
- ② 被用者年金（厚生年金、共済年金など国民年金以外の公的年金）を受けていて、その加入期間が20年以上、または40歳以降で10年以上ある
- ③ 65歳未満である
※年金の受給年齢および加入期間の条件を満たしている人で、遺族年金などを受けていることによって自分自身の年金を受けていない人も対象になります。

退職被扶養者

- ① 国民健康保険に加入している
- ② 退職被保険者本人の直系尊属、配偶者（内縁関係を含む）、3親等以内の親族であり、退職被保険者本人の収入で生活をしていて同じ世帯である（年収が130万円未満（60歳以上の人および障害者は180万円未満））
- ③ 65歳未満である

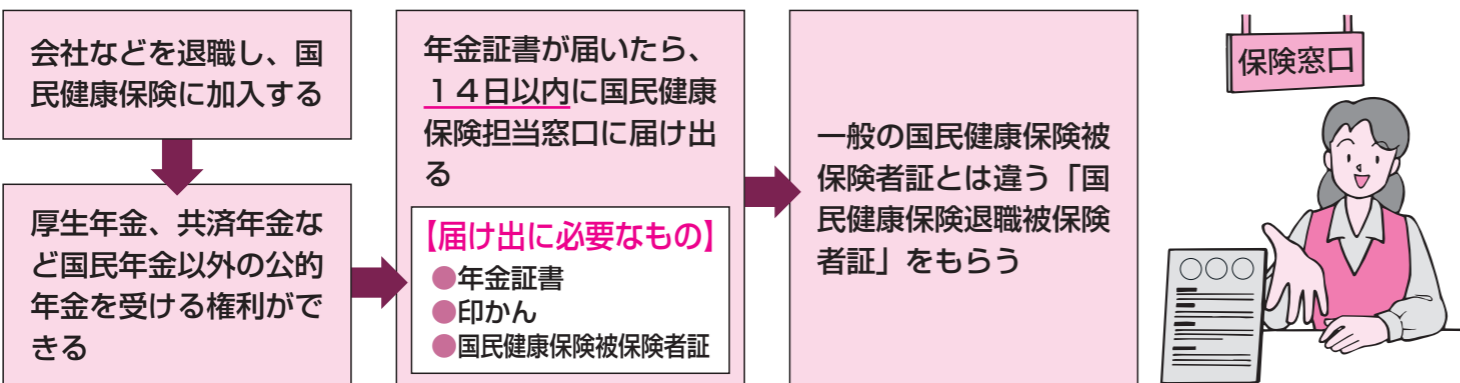
届け出はお済みですか？

日本では、いざというときに安心して医療を受けられるよう、すべての人が国民健康保険(国保)や職場の健康保険など、いずれかの医療保険に加入しなければなりません(国民皆保険制度)。

こんなときは14日以内に国保の窓口へ届け出を!

	こんなとき	届け出に必要なもの
国保に加入するとき	他の市区町村から転入してきたとき	印かん、他の市区町村の転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	印かん、職場の健康保険の資格喪失証明書
	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	印かん、被扶養者でなくなった理由の証明書
	子どもが生まれたとき	印かん、被保険者証、母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	印かん、保護廃止決定通知書
	外国籍の人が入るとき	外国人登録証明書
国保をやめるとき	他の市区町村に転出するとき	印かん、被保険者証
	職場の健康保険に入ったとき	印かん、国保と職場の健康保険の両方の被保険者証（後者が未交付のときは加入したことを証明するもの）
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	
	国保の被保険者が死亡したとき	印かん、被保険者証、死亡を証明するもの
	生活保護を受けるようになったとき	印かん、被保険者証、保護開始決定通知書
	外国籍の人がやめるとき	被保険者証、外国人登録証明書
その他	退職者医療制度の対象となったとき	印かん、被保険者証、年金証書
	市内で住所が変わったとき	印かん、被保険者証
	世帯主や氏名が変わったとき	
	世帯を分けたり、いっしょにしたとき	
他	修学のため、別に住所を定めるとき	印かん、被保険者証、在学証明書
	④被保険者証の交付を受けていたが学生でなくなったとき	印かん、④被保険者証、卒業証明書
	保険証をなくしたとき、あるいは汚れて使えなくなったとき	印かん、身分を証明するもの（免許証、パスポート、住民基本台帳カード、使えなくなった被保険者証など）

退職者医療制度の手続き



対象となったら必ず届け出を

退職者医療制度の対象となっているのに届け出をしないと、職場の健康保険などからの拠出金で負担する医療費分まで国保で負担することになります。みなさんの負担が軽減されることにもなりますので、対象となったら必ず担当窓口まで届け出ましょう。

加入の届け出が遅れると

- ・保険税は、加入の届け出をした月から納付するのではなく、資格を取得した月までさかのぼって納付することとなりますので、保険税額が多くなる場合もあります。
- ・国保被保険者証がないため、その間の医療費は全額自己負担となります。

やめる届け出が遅れると

- ・国保被保険者証が手元にあるため、うっかりそれを使って医療機関を受診された場合、国保が負担した医療費（総医療費の7～9割）は、あとで返していただくことになります。
 - ・他の健康保険等に加入したとき、国保をやめる届け出をしないと、保険税と保険料を二重に支払ってしまうことになります。
- ※勤務先の会社等では国保をやめる届け出は行いません。